

パーク BIYORI 出店者利用規約 Ⅲ

飲食物販売 及びキッチンカーでの出店者様

第1条 定義

- 1、「当イベント」とは自ら生産した物および加工品、工芸品などを持ち寄って販売するイベント「パーク BIYORI」を指します
- 2、「出店者」とは当イベントにおいて店舗を運営するにあたり応募を行った者の中で選考基準により選考を通過し出店を許された者を指します
- 3、「当サイト」とはパーク BIYORI 公式ホームページを指します
- 4、「会場」とは庄内緑地公園を指します
- 5、「パーク BIYORI 出店者利用規約Ⅲ」に同意する者は事前にパーク BIYORI 出店者利用規約Ⅰにも同意したものとみなします

第2条 火気使用にあたる注意事項

- 1、調理に火気を使用する場合は必ず消火器を1台以上常備する事
- 2、ガス漏れを防ぐためゴムホースは器具との接続部分をホースバンド等で締め付ける事
- 3、ゴムホースは適切な長さで取り付け点検を劣化があればメンテナンスをしておく事
- 4、ガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する事
- 5、ガスボンベはしっかり固定し火元から2m以上離して設置する事
- 6、万が一火災が発生した場合は速やかに消火活動を行い、スタッフへ報告する事

第3条 衛生管理等における注意事項

- 1、 現地で調理を行う飲食販売においては営業許可を保有する事

調理済みの飲食販売においては製造許可付きキッチンで製造を行う事
 - 2、 愛知県の露店営業許可品目に該当する内容である事
 - 3、 露店営業許可が必要な販売方法である場合は、出店者にて事前に手続きをしておく事
 - 4、 保健所より発行の営業許可証のコピーを提出する事（名古屋市/屋外での営業許可証）**
 - 5、 当日は営業許可証を持参する事
 - 6、 お菓子や弁当など製造し販売する場合は、保健所の許可をとった場所で製造する事
 - 7、 容器包装されたものには、原材料、賞味期限などの表示をする事
 - 8、 食品衛生法など関連法規を守り、関連官庁の指示に従う事
 - 9、 保健所へ申請の通りに出店する事
 - 10、 食材の保管に最大の注意を払い食中毒や感染症の発生予防に努める事
 - 11、 衛生上のトラブルについて当イベント主催団体及び共催団体又は会場は一切の責任を負いません。
 - 12、 会場の水道を調理等に使用することはできません。またトラブルが発生した場合は自己責任で解決に努め必要であればスタッフへ報告する事
 - 13、 食物アレルギーを持つ子どもへの対応には十分に配慮する事
 - 14、 営業中は必ず食品衛生責任者の資格を有するスタッフが現場に常駐する事
- ※ご本人以外の出店・営業は認めません。法人の場合は代表者といたします。
- 15、 過去に食品衛生法またはこの法律に基づく処分を受けたことがある方は出店応募をご遠慮ください。
 - 16、 暴力団員等または暴力団密接関係者のご応募はお断りいたします。

17、各店舗アルコール消毒を1つ必ず設置する事

18、1店舗1つ以上のゴミ箱設置をする事

※他店で購入された包材等のゴミもできるだけお断りせず受け入れてくださると幸いです

19、衛生上のトラブル時は自己責任にて誠意をもって対応する事。その準備をしておく事
(任意保険への加入)

20、車輪の下には車輪止めの設置を必ずお願いします

※キッチンカーエリアでは、車両順・区画は決まっていますが、場ミリ（区画分けの印）を行いません。

当日、来場する車両の形状を見て判断し、オーナーさん同士で協力しながら駐車していただきます。

自分本位ではなく、出店者同士で協力しながら楽しく設営できる方のみご応募ください。

パーク BIYORI (古田貴子 / 尾崎蘭)

共催：認可外保育所☆キラッとクラブ☆ 施設長 後藤 枝美果

2023年8月8日